○相模原市一般廃棄物処理施設の設置に関する条例

昭和37年3月31日
条例第5号

（設置）

第1条　廃棄物を衛生的に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を設置する。

（全部改正〔平成27年条例36号〕）

（名称及び位置）

第2条　一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
相模原市南清掃工場	相模原市南区麻溝台1524番地1
相模原市北清掃工場	相模原市緑区下九沢2074番地2
相模原市津久井クリーンセンター	相模原市緑区青山3385番地2
相模原市一般廃棄物最終処分場	相模原市南区麻溝台3412番地2

（全部改正〔昭和55年条例21号〕、一部改正〔平成2年条例16号・3年9号・19号・17年132号・21年36号・27年36号〕）

附　則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附　則（昭和39年3月28日条例第39号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附　則（昭和40年3月15日条例第17号）

この条例は、昭和40年6月1日から施行する。

附　則（昭和45年6月29日条例第20号）

この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

附　則（昭和55年6月26日条例第21号抄）

（施行期日）

1　この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附　則（平成2年6月30日条例第16号）

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附　則（平成3年3月26日条例第9号）

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

附　則（平成3年9月27日条例第19号抄）

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附　則（平成17年12月21日条例第132号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附　則（平成21年12月22日条例第36号抄）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成27年7月1日条例第36号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。